

【平成29年度】

宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1 保健所総務課			
1.6 保健所施設の維持管理事業			
1.6.4 監査の結果			
1.6.4.1 備品の管理			
夜間休日救急診療所について、全ての備品に備品標が漏れなく貼付されているかを確認した結果、一部の備品（長椅子）について、備品標が貼付されていなかった。	44	保健所総務課	指摘を踏まえまして、備品標を貼付いたしました。
1.17 医薬品販売業等の許認可・届出事業			
1.17.4 監査の結果			
1.17.4.2 起案票の決裁日の未記入について			
薬品・医薬品販売業及び毒物劇物営業の許可申請に係る起案票について、医薬品販売業については、新規許可件数9件のうち5件、毒物劇物営業については、新規許可件数15件のうち2件が、決裁日が未記入の起案票が検出された。	70	保健所総務課	指摘を踏まえまして、決裁日を記載いたしました。今後、決裁後の許可書作成時に係長が確認するようにいたしました。
1.18 温泉利用許可・届出事業			
1.18.4 監査の結果			
1.18.4.1 起案票の決裁日の未記入について			
温泉届出について、決裁日が未記入の起案票が4件検出された。	71	保健所総務課	指摘を踏まえまして、決裁日を記載いたしました。今後は、決裁後の温泉浴用許可済証作成時に係長が確認するようにいたしました。
1.19 薬事監視指導事業			
1.19.5 監査の結果			
1.19.5.1 薬事監視記録票の記載について			
薬事監視における各監視項目の違反の判定（A～C）は、宇都宮市薬事関係監視指導要領に規定されており、監視項目が不適の場合には、違反の軽重によりA～Cの判定結果を監視記録票に記載しなければならないが、現状は不適の状況をコメントしているだけで、判定結果が明示されていない。 違反の判定については、来年度の監視計画策定の重要な情報となるため、監視記録票を作成の都度、監視担当者が確実に判定結果を記録する必要がある。	74	保健所総務課	指摘を踏まえまして、薬事監視記録表中の監視項目違反判定欄に判定結果（A～C）を記載いたしました。今後は、監視結果の報告の際に、係長が確認するようにいたしました。
1.20 食品衛生検査業務管理			
1.20.3 監査の結果			
1.20.3.1 食品衛生検査業務管理の内部点検について			
食品衛生検査業務管理の内部点検を実施した結果、衛生環境試験所及び食肉衛生検査所において、それぞれ指摘事項が発生している。指摘事項があり改善措置が必要な場合には、検査部門責任者に対して文書により改善措置の要請を行い、検査部門責任者は、必要な改善措置を実施したうえで改善措置に関する報告書を提出し、信頼性確保部門が改善措置を確認することとなっている。しかし、平成28年度の衛生環境試験所に対する指摘事項について、改善措置に関する報告書が提出されていたが未だに改善措置の確認を行っていなかった。 早急に改善措置の確認を行うべきである。	77	保健所総務課	指摘を踏まえまして、平成30年2月16日に信頼性確保部門責任者による改善の確認を行いました。
2 健康増進課			
2.1 健康診査事業			
2.1.6 監査の結果			
2.1.6.1 仕様書について			
健康診査業務委託（集団方式）仕様書[保健センター地区健診]における、乳がん検診（視触診）の項目が、乳がん検診（マンモグラフィ検査）の説明になっており、対象年齢が30歳以上であるところが40歳以上となっている。健康診査業務（集団方式）委託仕様書[地区巡回健診]との間で、記載に差異が生じていることから、修正すべきである。	83	健康増進課	指摘を踏まえまして、平成30年度業務委託仕様書を修正いたしました。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2.1.6.2 業務完了届について			
現状、「業務完了届」は、提出されておらず、請求書で代用している。契約書約款に従い業務完了届の提出を求めるべきである。	83	健康増進課	指摘を踏まえまして、平成30年度業務委託から業務完了届を提出させることとしました。
2.1.6.3 健診の検査について			
健診結果データの管理状態を報告する書類が、作成されておらず、健診事務要領の規程に準拠した検査が行われていない。 健診結果は、受診者の健康に関する重要な情報であり、事務要領において5年間の保存を定めている。 したがって、受託者の健診結果データの管理状態について、事務要領に従い「健診結果データの管理状況を報告する書類」を検査すべきである。	83	健康増進課	指摘を踏まえまして、平成30年度業務委託から健診結果データの管理状態を報告する書類を提出させ、その内容の検査を行うこととしました。
2.3 特定健康診査・特定保健指導			
2.3.6 監査の結果			
2.3.6.1 受診率・指導実施率向上のための主な取組の評価及び検証			
特定健康診査受診率は、平成28年度において、前年度とほぼ同水準にとどまっている。また、第2期特定健康診査等実施計画が開始された平成25年度から平成28年度時点において、特定健康診査受診率及び特定保健指導率は、全ての年度において計画されている目標値が達成されていない状況である。さらに、全国、中核市、栃木県の水準を下回っている。 実績値の推移の状況から目標を達成するためには、これまでの取組のみでは困難なことが予想されるが、この点について、実施した取組の具体的な効果や課題点の把握（受診勧奨通知の分かりやすさなど）までは評価が行われておらず、目標達成のために、どのような取組が、対象者の意識向上や受診に効果的か更に掘り下げた評価・検証が必要である。 例えば、未受診者が、健康診査を受けた動機などを調査することで、効果のある受診勧奨が明らかになると考えられる。	101	健康増進課	平成30年度において、栃木県主催の「調査研究支援研修」を活用し、専門家の意見を聴きながら取組の効果を分析する手法を学び、これまで実施したハガキや電話による個別受診勧奨の実績を基に、評価・検証を行っているところです。 来年度以降も、今回学んだ手法を用いながら、PDCAサイクルにより受診率の向上を図ってまいります。
2.11 保健情報管理システム			
2.11.4 監査の結果			
2.11.4.1 情報資産の分類について			
情報資産とは、宇都宮市情報セキュリティ基本方針によると、「情報、特定個人情報及び情報システムをいう。」と規定されている。さらに「実施手順」によると、「情報セキュリティ責任者は、情報資産の機密性、完全性及び可用性を勘案し、重要度に応じて、情報資産を、3種類に区分し、適切に管理しなければならない」と規定されている。 情報資産管理台帳を確認したところ、サーバー本体とこれに含まれるデータ及びLTO（記録媒体）本体とこれに含まれるデータが情報システムとして一括管理されていた。情報資産の定義、宇都宮市保健情報システム情報セキュリティ実施手順（以下、「実施手順」）の趣旨を考えると、サーバー本体やLTO本体は情報システム、これに含まれるデータは情報として、情報資産台帳に記載し、それぞれについて重要性に応じた管理をする必要があると考えられる。 また「実施手順」は、情報資産について、重要度に応じて、アクセス権限及び複製や持出の取り扱いを決定するよう規定していることから、情報資産を適切に管理するために、情報資産の定義を再確認し、重要度に応じて区分し、管理の方法を決定するべきである。	133	健康増進課	指摘を踏まえまして、情報資産の区分につきましては再度確認し、その重要度に応じた管理方法を平成30年3月に決定しました。

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
3 保健予防課			
3.3 予防接種事業			
3.3.3 予防接種ワクチン供給会社との契約			
3.3.3.3 監査の結果			
<p>随意契約の妥当性について 平成26年度の予防接種ワクチン管理配送業務の導入にあたり、卸業者から、落札業者が決定してから納品が可能になるまでの期間として3か月程度の準備期間を設けることが条件として示されていたことから、平成26年12月までに平成27年度の競争入札を行っていれば、平成27年度の当初から、ワクチン管理配送業務が実施可能であったものと推察できる。</p> <p>物品の購買は一般競争入札が原則（地方自治法第234条第1項・第2項）であって随意契約が必要となる場面は可能な限り限定されるべきであることから、平成27年4月から6月までの予防接種ワクチン管理配送業務契約において、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」を理由として随意契約を締結したことは、適切ではなかったものと考えられる。</p>	144	保健予防課	平成28年度以降、年度当初から指名競争入札により契約業者を決定するよう見直ししております。
4 生活衛生課			
4.3 食品健康危害防止対策			
4.3.3 監査の結果			
4.3.3.1 自主回収届出制度について			
<p>平成28年度宇都宮市食品安全条例に基づく届出3件のうち、市食品安全条例施行規則において様式が定められている「自主回収終了報告書」が提出されていたのは1件のみであり、「自主回収終了報告書」の提出がない2件については、電話による報告で済ませていたとのことであるが、その内容を記録した文書等はなかった。</p> <p>「自主回収終了報告書」においては、再発防止のために講じた措置など「自主回収着手届出書」にはない事項の記載もあり、電話による報告では把握できているか不明であり、事業者の今後の取組を把握し評価するためにも、「自主回収終了報告書」の提出を徹底すべきである。</p>	191	生活衛生課	<p>指摘を踏まえまして、「自主回収終了報告書」が提出されていなかった2件については、平成30年3月に報告書を受理しました。</p> <p>現在は、事業者から確実に「自主回収終了報告書」が提出されるよう、職員間で徹底しております。</p>

【平成29年度】
宇都宮市保健所の事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 保健所総務課			
1.1 夜間休日救急診療所運営事業			
1.1.4 監査の結果			
1.1.4.3 指定管理者の業務報告等の管理について			
『指定管理者制度モニタリングマニュアル（平成22年10月作成）』では、指定管理者からの業務報告書等の検査を実施しなければならないとされているが、現状では、診療状況報告書等は関連部署に供覧されるのみで、その検査結果を記載した書面等が作成されておらず、報告書等の検査が行われているかどうか確認できない状況である。 また、指定管理者策定の事業計画書に対する進捗状況についても、宇都宮市としての判断が明示されていない。 検査結果や事業計画の進捗状況は、書面等で適切に管理すべきである。	31	行政改革課 保健所総務課	毎月の業務報告書につきましては、意見を踏まえまして、平成30年2月提出分の報告書から、検査員がチェックポイントに沿って実施した、業務の実施状況等の検査結果を書面により管理するよう修正いたしました。また、事業計画書に対する進捗状況の管理につきましては、マニュアルに記載のとおり年度終了後に提出されます事業報告書により管理しているところではありますが、意見を踏まえまして、平成29年度分から書面での管理を行うことといたしました。
1.10 災害時等の医療提供体制の確保			
1.10.2 監査の結果			
1.10.2.1 救護所の設置について			
清原地区については、近隣に救急告示医療機関（後方支援病院の対象となる医療機関）がなく、かつ、救急告示医療機関までの搬送に時間を要することから、救護所の設置方法について課題となっており、平成29年3月開催の宇都宮市災害時の医療救護活動に係る連携会議において清原地区における救護所設置が議題となっているが、東日本大震災から既に6年が経過しており、早期の対策が望まれる。	60	保健所総務課	清原地区の医科救護所につきましては、平成30年12月に作新学院大学内に設置することといたしました。
1.17 医薬品販売業等の許認可・届出事業			
1.17.4 監査の結果			
1.17.4.1 業務処理フローについて			
薬品・医薬品販売業及び毒物劇物営業の許認可及び各種届出の事務処理の新規許可等については、業務処理フローが整備されているが、変更届等は、業務処理フローは整備されておらず、受付担当者が日々の業務の積み重ねにより、各人が処理内容を把握している。また、「自主管理の手引き（宇都宮市保健所）」に、各変更事由に対応した書類様式も記載されているため、特段、業務処理フローは整備されていない。 この点に関し、確かに「自主管理の手引き（宇都宮市保健所）」は医薬品販売業者等にも配付され、周知徹底されているが、薬事グループの業務処理として、新規許可等と同様に、業務処理フローを整備することにより、業務の客観性が担保され、人事異動等による業務の引継等を円滑に遂行させることが可能となるよう、業務処理フローを整備することが望ましいと考える。	69	保健所総務課	意見を踏まえまして、平成30年2月には変更届等についても、業務フローを整備いたしました。
1.19 薬事監視指導事業			
1.19.5 監査の結果			
1.19.5.2 温泉利用許可施設に係る指導事項について			
温泉利用許可施設に係る監視結果は、監視台帳による指導事項等の顛末の引継ぎが行われておらず、指導状況が客観的に把握できない。 指導状況の顛末等を温泉利用施設監視記録票にコメントするなどして、指導状況が客観的に把握できるようにすべきである。	74	保健所総務課	意見を踏まえまして、平成29年度中に監視台帳を作成し、監視指導結果が把握できるようにいたしました。

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2 健康増進課			
2.8 健診受診率の向上対策			
2.8.4 監査の結果			
2.8.4.1 受診率向上対策について			
<p>宇都宮市の受診率は中核市平均に比べ高い水準にあるものの、国の目標値には達していない。国の受診率の目標値の達成度合に加え、受診率の増加割合などの目標値を定め、現在行っている受診率向上対策の効果を検証し、有効な受診率向上対策を実施していく必要があると考える。</p> <p>栃木県内の他の自治体と比較して、宇都宮市乳がん検診受診率は低い水準となっているが、平成30年度より乳房超音波検査を導入する予定であり、この場合、マンモグラフィ検査と乳房超音波検査が同日に実施され、受診率の向上が期待できる。</p>	120	健康増進課	<p>平成30年度において、栃木県主催の「調査研究支援研修」を活用し、専門家の意見を聴きながら取組の効果を分析する手法を学び、これまで実施した無料クーポン券の発行やハガキによる個別受診勧奨の実績を基に、評価・検証を行っているところです。</p> <p>来年度以降も、今回学んだ手法を用いながら、PDCAサイクルにより受診率の向上を図ってまいります。</p> <p>また、乳がん検診につきましては、マンモグラフィ検査と乳房超音波検査を同日に実施したことにより、昨年度の同時期と比べて受診者数が増加しております。</p>
2.12 保健センター管理運営			
2.12.4 監査の結果			
2.12.4.1 備品番号シールが付されていない資産について			
<p>応接セットについて備品台帳一覧表に記載されており、テーブルには備品番号シールが付されていたが、椅子には備品番号シールが付されていなかった。</p> <p>宇都宮市物品管理規則においては、備品をセット購入した場合、全ての備品に備品番号シールを付すことまで規定されていないが、備品の実在性および管理状況を確認するという備品台帳の目的を考えると、備品をセット購入した場合は、備品番号に枝番等を設け、全ての備品に備品番号シールを付すような管理方法が望まれる。</p>	136	健康増進課	<p>意見を踏まえまして、平成29年10月に椅子にも備品番号シールを貼り、対応いたしました。</p>
3 保健予防課			
3.3 予防接種事業			
3.3.6 予防接種の接種率目標			
3.3.6.4 監査の結果			
<p>(2) 厚生労働省が定める接種目標値の達成状況について</p> <p>麻しん・風しん予防接種については、厚生労働省が定める接種目標値を継続して達成できていない。</p> <p>市は予防接種の実施主体として、他市の接種勧奨施策等を参考に、厚生労働省が定める接種目標値を継続して達成できるようになるまで、接種勧奨の方法を改善していかなければならない。</p>	151	保健予防課	<p>これまで、個別通知や広報紙への掲載、就学時健康診断に合わせたチラシの配布など、接種勧奨を実施していましたが、意見を踏まえ、平成30年度は、これまでの取り組みに加え、市内医療機関にポスターの掲示や、未接種者への個別勧奨の回数増などを行いました。今後も引き続き効果的な接種勧奨を行ってまいります。</p>

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
4 生活衛生課			
4.1 飼養動物の適正管理			
4.1.2 狂犬病予防対策			
4.1.2.3 監査の結果			
<p>注射率向上のための施策について 狂犬病予防注射の注射率は、年々低下傾向にあり、市としては、注射率向上のため、様々な施策を行い、注射率の向上を図っている。</p> <p>しかしながら、注射率の低下に歯止めがかかっていないことから、飼養者に対するアンケート調査などを行い、注射率向上のためどのような施策が効果的かについて検討し、引き続き注射率の向上を図っていくべきである。</p>	177	生活衛生課	意見を踏まえまして、狂犬病予防注射率向上に向け、平成29年度は、注射未接種犬の飼養者に対し、新たに電話勧奨を実施しました。今後も引き続き、注射率向上に効果的な対策を検討してまいります。
4.4 食品関係施設等の監視及び検査			
4.4.3 監査の結果			
4.4.3.1 食品衛生監視指導について			
<p>食品衛生監視指導において、監視指導の結果は食品衛生監視票に記載することになっているが、通常は、業務日誌に監視した事実のみ記載しており、事業者が希望した場合のみ食品衛生監視票を作成している。そのため食品衛生監視票を作成していない事業者については、どのような監視や指導が行われていたかについて文書化されていないため事後的に内容を把握することができない。</p> <p>毎年7000件以上の監視実績があるため、全ての事業者について食品衛生監視票を作成することが難しいのであっても、監視項目のチェックリストを活用する等、何らかの形で記録を残すべきである。</p>	195	生活衛生課	意見を踏まえまして、平成30年度からは食品衛生監視票の項目をチェックリストとして活用し、指導事項については、電子台帳に入力しています。
4.4.3.2 給食施設の監視指導について			
<p>給食施設については、監視した施設ごとに調査項目を記載した「集団給食施設調査票」を作成している。また、監視の結果は、施設ごとに指導事項を記載した「給食施設監視結果票」を作成し、施設に渡している。</p> <p>平成28年度の「給食施設監視結果票」では、監視指導の結果、1施設を除き全ての施設に対して何らかの指導事項が認められ、中には重大な事故につながりかねない指摘もある。しかしながら、施設側から指導事項に対する見解や対応方針について報告を受けていないとともに、指導事項の改善結果についても報告を求めておらず、また、確認のための現地調査も行っていないため、監視指導のフォローがなされていない。</p> <p>施設側から報告書の提出や事後的な調査を行い、指導事項の改善が速やかに行われるようにすべきである。</p>	195	生活衛生課	意見を踏まえまして、平成30年度から給食施設の監視の結果、指導事項があった施設については、改善報告書の提出を求めています。
4.4.3.4 食品等検査の実績について			
<p>平成28年度の宇都宮市食品衛生監視指導計画において、食品等検査実施計画は1,370件としているが、実際の検査件数は1,152件に留まっている。実施計画における計画件数は、衛生環境試験所の年間の検査可能最大件数を設定しており、実務上の目標件数ではない。</p> <p>食品の安全を確保するために必要な件数を計画件数として設定すべきである。</p>	198	生活衛生課	意見を踏まえまして、平成30年度の食品衛生監視指導計画では、食品ごとの食中毒発生リスクや食品の流通状況等を考慮し、収去計画件数を設定しました。